

報道関係者各位

平成 28 年 10 月 27 日
【照会先】
高知労働局労働基準部監督課
課長 米村 祐規
主任監察監督官 島本 和明
電話 088-885-6022

「過労死等防止啓発月間」の取組
「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します
～ 新たに高知労働局長による職場訪問などを行います ～

高知労働局（局長 園田 智幸）では、平成 27 年 1 月 20 日に設置した「高知労働局働き方改革推進本部」を中心として、良質な正社員雇用の確保・創出に向けた「働き方改革」の推進に取り組んでいます。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。

そこで、同月間に、「働き方改革」の取組の一環として、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

【「過重労働解消キャンペーン」における主な取組】（詳細は別紙参照）

1 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します（初の取組）

高知労働局長が、長時間労働削減や年次有給休暇の取得促進を始めとする「働き方改革」に資する取組を行っている企業を訪問し、取組事例について情報収集等を行います。

- 訪問日時：平成 28 年 11 月 10 日（木）14:00～（1 時間程度）
- 訪問先：株式会社 かね岩海苔（所在地：高知市池字遅越 282-53）

地域に広く紹介するため、局長訪問当日は報道機関の皆様の取材をお待ちしております。

2 無料電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

- 実施日時：11 月 6 日（日）9:00～17:00
- フリーダイヤル：0120（794）713

3 労使の主体的な取組を促します

高知県内の使用者団体や労働組合等に対し、「過重労働解消キャンペーン」における主体的な取組について協力要請を行います。

4 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

平成 28 年度過重労働解消キャンペーンの概要


1 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

高知労働局長が、長時間労働削減や年次有給休暇の取得促進を始めとする「働き方改革」に資する取組を行っている企業を訪問し、取組事例について情報収集等を行います。

➤ 訪問日時：平成 28 年 11 月 10 日（木）14:00～（1 時間程度）  初の取組

➤ 訪問先：株式会社 かね岩海苔（所在地：高知市池字遅越 282-53）

【別添 1 参照】

(2) 無料電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましよ 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 28 年 11 月 6 日（日）9：00～17：00

【別添 2 参照】

➤ 「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 相談窓口（高知県下の各労働基準監督署の所在地）

名称・所在地		電話番号
高知労働基準監督署	高知市南金田 1 39 （労働総合庁舎 1 階）	088 - 885 - 6031
須崎労働基準監督署	須崎市緑町 7 - 11	0889 - 42 - 1866
四万十労働基準監督署	四万十市右山五月町 3 - 12 （中村地方合同庁舎 3 階）	0880 - 35 - 3148
安芸労働基準監督署	安芸市矢ノ丸 2 - 1 - 6 （安芸地方合同庁舎 1 階）	0887 - 35 - 2128

相談の受付時間：土日、祝日、年末年始を除き、平日 8：30～17：15

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

相談受付時間：月・火・木・金 17：00～22：00、土・日 10：00～17：00

URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/dl/150508-01.pdf

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(3) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、高知労働局長等が、使用者団体や労働組合等に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について直接要請書を手交して協力要請を行い、労使の主体的な取組を促しました。

< 高知県内の使用者団体等への要請状況 >

高知県中小企業団体中央会	平成28年10月14日(金)
高知県経営者協会	同年10月17日(月)
日本労働組合総連合会高知県連合会	同年10月17日(月)
一般社団法人高知県労働基準協会連合会	同年10月19日(水)
高知県商工会議所連合会	同年10月19日(水)
高知県社会保険労務士会	同年10月19日(水)
高知県商工会連合会	同年10月27日(木)

(4) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等

労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

必要に応じ夜間の立ち入りを実施します。

については、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

イ 重点的に確認する事項

時間外・休日労働が時間外・休日労働に関する協定届(いわゆる36協定)の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。

長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(5) 周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月を中心に、全国で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

URL：<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

【別添3参照】

過重労働解消キャンペーン特設ページ

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>